

◎新潟県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 妙高高原公園線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字関山字妙高山国有林27林班ね小班から同市大字関山字妙高山国有林27林班り小班まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月10日